

厚生労働省群馬労働局発表
令和6年4月30日

報道関係者 各位

【照会先】
群馬労働局
雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 中野 直美
企画調整係長 丸岡 直樹
労働基準部監督課
監督課長 五十嵐勇樹
主任地方労働基準監察監督官 岩間 祐央
電話 027-896-4739 (雇用環境) / 4735 (監督)

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン実施中！ ～学生アルバイトのトラブル防止のために～

群馬労働局（局長 うえの やすひろ 上野康博）では、県内の大学生、専門学校生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しています。（別添1(2)参照）

キャンペーン期間中、群馬労働局では総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置、アルバイトを始める前に知っておいてほしいポイントをまとめたリーフレット（別添2、3）の配布、大学、専門学校等の依頼に応じた出張相談などを行っていますので、これからアルバイトを始める学生のみなさんはもちろん、既にアルバイトをされている方も、この機会にぜひ、ご自身の労働条件を確かめてみてください。

1 群馬労働局の実施事項（別添1(2)参照）

- ① 総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置
 - ② 周知・啓発の実施
 - ③ 大学等への出張相談等
 - ④ 学生等に対するリーフレットの配布
 - ⑤ 事業主等に対するリーフレットの配布
- ※ 以上の実施に当たっては、所在地の大学等や地方公共団体等関係団体と連携を図る。



労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

2 休日・夜間の相談先

労働条件相談ほっとライン(0120-811-610)

相談時間：月～金：午後5時から午後10時、土日・祝日：午前9時から午後9時（年末年始除く）

※「確かめよう労働条件」

労働条件に関する
ポータルサイト



※「RJパトロール」

学生等が労働条件に関する法律の知識について、クイズを通して学習することができるスマートフォンアプリ



3 群馬労働局長(上野 康博)からのメッセージ

「労働基準法などの労働関係法令は、アルバイトの方にも適用されます。

アルバイトをするときには、働くルールである労働関係法令を知り、労働条件をよく確認しておくことが大切です。」

令和6年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要

- 1 実施時期 令和6年4月1日から7月31日まで
(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)

- 2 重点事項
 - ① 労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
 - ② シフト制労働者の適切な雇用管理
 - ③ 学生アルバイトの労働時間の適正な把握
 - ④ 学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
 - ⑤ 学生アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

- 3 実施事項
 - (1) 厚生労働本省での実施事項
 - ① 大学等への協力依頼等
 - ア 全国の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（以下「各大学等」）へリーフレット・ポスターを送付し、新入学時の説明会・ガイダンス等での配布や新入学時に配布する冊子への掲載、これらを活用した説明の実施、各大学等のホームページへの掲載、学内の掲示板への掲示等について依頼する。
 - イ 下記(2)①の出張相談の実施に際しての相談場所の提供、学生への周知等について依頼する。
 - ウ 学生に利用してほしい厚生労働省の労働法の普及啓発媒体等の利用勧奨について依頼する。
 - ② 事業主団体への周知依頼
事業主団体や学生アルバイトが多い業界の団体等に周知し、傘下会員への広報を依頼する。
 - ③ 各都道府県及び政令市への協力依頼
キャンペーンの広報、リーフレットの配布について協力を依頼する。
 - ④ 関係団体への協力依頼
大学等団体、日本弁護士連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本司法書士会

連合会、日本行政書士会連合会、全国大学生生活協同組合連合会等に対し、キャンペーンの周知等について協力を依頼する。

⑤ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、報道発表及び厚生労働省ホームページ等への掲載を行う。

(2) 各都道府県労働局の実施事項

① 大学等への出張相談等

大学等より依頼があった場合に、都道府県労働局による出張相談を実施する。

② 総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置

各都道府県労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生への相談に重点的に対応する。

③ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、報道発表、ホームページへの掲載、地方公共団体・関係機関等の広報誌の活用等により周知を行う。

④ 学生等に対するリーフレットの配布

新たに作成したリーフレット等について、キャンペーン期間中に、大学等への出張相談時や、学生が若者相談コーナーを利用した際などに、学生等に対して配布する。

⑤ 事業主等に対するリーフレットの配布

労働基準監督署において集団指導や監督指導等を実施する際に、リーフレット等を事業主等に配布する。

※ 以上の実施に当たっては、所在地の大学等や地方公共団体等関係団体と連携を図る。

学生の皆さんへ

アルバイトをする前に
知っておきたい7つのポイント1 アルバイトを始める前に、
労働条件を確認しましょう！

※メール等で労働条件通知書を
もらうこともできます

2 バイト代は、毎月決められ
た日に、全額支払いが原則
です！

※希望していない商品の購入に
応じる必要はなく、その代金
の一方的な賃金控除は禁止さ
れています

3 アルバイトでも、残業すれば
残業手当がでます！

※事業主は労働時間を適正に
把握する必要があります

4 アルバイトでも、条件を満た
せば、有給休暇が取れます！5 アルバイトでも、仕事の中
のけがは労災保険が使えます！6 アルバイトでも、会社都合の
自由な解雇はできません！7 困った時は、各地の
総合労働相談コーナー
に相談を！

平日夜間・土日祝の相談は
労働条件相談ほっとラインへ！
☎ 0120-811-610

詳しくはこちら！

ポータルサイト
確かめよう労働条件



アルバイトの
労働条件を確かめよう！
～キャンペーン実施中～
令和6年4月1日～7月31日

こんなことで
困っていませんか？

アルバイトのトラブル

こんなことで困っていませんか？

時給が面接で
聞いたときの
金額と違う

一方的に
シフトを
変更される

開店の準備や
片付けの時間
の給料が
もらえない

お店が
忙しくて
休憩が
もらえない

代わりを
見つけないと
バイトを
辞めさせて
もらえない

売れ残った
商品の
買い取りを
強要される

おかしい!と思ったら、すぐに相談を

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ

総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



平日夜間・土日祝の相談は

労働条件相談ほっとライン

☎ 0120-811-610

無料

月～金：17時～22時 土・日・祝日：9時～21時

For concerns&questions about working conditions
Labour Standards Advice Hotline

Mon to Fri 17:00-22:00/Sat,Sun,National Holidays 9:00-21:00

Multilingual



日本語



事業主の皆さんへ

アルバイトの 労働条件を確かめよう！ ～キャンペーン実施中～ 令和6年4月1日～7月31日

1

アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？



※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です

2

勤務シフトは適切に設定されていますか？
（学生の場合は、学業と両立できるよう配慮していますか？）



3

アルバイトについても、労働時間を適正に把握していますか？



4

アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？



5

アルバイトの遅刻や欠勤に対して、あらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？



労働条件の悩み解消に役立つ情報

ポータルサイト **確かめよう労働条件**



詳しくは
コチラ

1 アルバイトを雇うときも、書面による労働条件の明示が必要です

- 雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件を明示する必要があります。**特に次の7項目については必ず書面で明示しなければなりません。**
- 労働者が希望した場合には、メール、FAX等（印刷できるもの）による明示も可能です。
 - ①契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
 - ②契約期間の定めがある契約を更新する際のきまり（更新の有無、更新上限、更新する場合の判断のしかたなど）
 - ③どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容、これらの変更の範囲）
 - ④勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交代制勤務のローテーションなど）
 - ⑤バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回することはできません。
また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
 - ⑥辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）
 - ⑦その契約期間内に労働者が労働契約法第18条第1項の無期転換申込みをすることができることとなる有期労働契約の締結の場合においては、無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件

2 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設定しましょう

- 大学生等に対するアルバイトに関する意識調査（平成27年厚生労働省実施）では、「試験の準備期間や試験期間中に休めなかったり、授業に出られないほどのシフトを入れられた、または変更された」といった回答がありました。
学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。
- 採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、**使用者が一方向的に急なシフト変更を命じることはできません。**

3 学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります

- アルバイトも、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。
- 就業を命じた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。
- 原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。
- アルバイトにも残業手当の支払いは必要です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html

4 商品を強制的に購入させることはできません また、一方的その代金を賃金から控除することもできません

- アルバイトが**希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。**アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法違反です。

5 アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません

- アルバイトの遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、**あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。**
- 遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合でもあっても**無制限に減給することはできません。**1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。

平日夜間・土日祝の相談は
労働条件相談ほっとラインへ!

☎ 0120-811-610 **無料**
月～金：17時～22時
土・日・祝日：9時～21時





大学生に対する 労働法セミナーを 開催します



群馬労働局では、これから社会に出て働く大学生に、働く前と働くときに知っておくべき労働法の基礎知識をもっといただくため、大学と連携し、局長が講師となり、労働法セミナーを開催しています。

《令和6年度開催予定》



- 1 群馬大学情報学部
日時 令和6年5月24日(金) 16:00~17:30
場所 前橋市荒牧町4-2
対象学生等 1年生
- 2 群馬大学理工学部
日時 令和6年6月12日(水) 14:20~15:50
場所 桐生市天神町1-5-1
対象学生等 2年生

今後も県内の大学と連携し、順次開催していく予定です。

※セミナーの取材をご希望の場合は、問い合わせ先までご相談ください。

＜お問い合わせ＞

雇用環境・均等室 中野
☎027-896-4739